**平成２２年（フ）第１８０９８号**
東京都世田谷区砧４丁目14―４―203
破産者　國松　繁樹
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８２３５号**
東京都品川区上大崎３丁目13番21号
破産者　株式会社ニチアイ
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８８２３号**
東京都三鷹市大沢１丁目１―50―212
破産者　阿部　豊喜
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８８５０号**
東京都江戸川区松島４丁目45―７―402
破産者　小林　禮子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８９４６号**
東京都足立区谷在家３丁目22―６―408
破産者　山田　和子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８９７３号**
神奈川県川崎市多摩区三田１丁目26―12―510
破産者　大塚　香枝
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９０５１号**
東京都品川区西大井１丁目１―１―405
破産者　佐藤　光英
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９０５２号**
神奈川県横浜市都筑区池辺町2666―302
破産者　春山　大樹
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９０５３号**
東京都武蔵野市関前５丁目８―２　榎本ハイツ１号棟201
破産者　久田　峰之
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９０５７号**
東京都北区王子２丁目30―４―903
破産者　猪瀬　裕章
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９０５８号**
東京都北区王子２丁目30―４―903
破産者　猪瀬　小春（旧姓竹田）
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９０６０号**
北海道北斗市久根別２丁目１―58、開始決定時の住所神奈川県川崎市川崎区堀之内町５―１　ウインベル川崎第10―606
破産者　河野　香里
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９１９０号**
東京都江東区北砂７丁目７―１―1043
破産者　砂川　豊利
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９２６９号**
神奈川県横浜市磯子区磯子７丁目５―３
破産者　加賀原康郎
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６６９号**
千葉県柏市柏３丁目11番20―601号
破産者　大塚　隆之
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第７０７号**
千葉県松戸市常盤平柳町14番地の１新日軽松戸住宅107号
破産者　有限会社板橋工務店
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第７０８号**
千葉県松戸市牧の原435番地の19牧の原公団住宅１街区８棟506号
破産者　板橋　　卓
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第８００号**
千葉県松戸市五香４丁目57番地の13
破産者　有限会社佐々木工業
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第８０７号**
千葉県野田市中里1199番地の３
破産者　佐藤　将治
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第８３７号**
千葉県流山市江戸川台西２丁目298番地の６
破産者　有限会社日光屋
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第８３８号**
千葉県流山市江戸川台西３丁目31番地の１エステート江戸川台８―101
破産者　石橋　勝實
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第８５２号**
茨城県龍ケ崎市馴馬町531
破産者　有限会社ヨシダ
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部